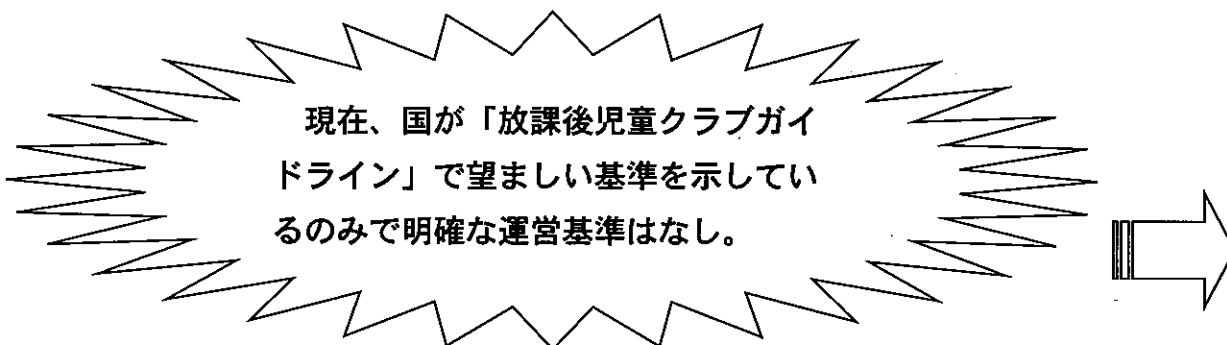


【 放課後児童クラブの運営基準について 】

資料6-1

放課後児童クラブとは・・・

「授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ことを目的とする事業である。と、平成9年の児童福祉法の改正により法律に位置づけられたものであり、その事業の基準は、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するのもでなければならない。」とされております。



現在、国が「放課後児童クラブガイドライン」で望ましい基準を示しているのみで明確な運営基準はなし。

子ども・子育て関連3法の中の児童福祉法の改正により、事業の設備及び運営について、厚生労働省令（平成25年度末予定）で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされました。

本庄市の放課後児童クラブについて

各小学校区内に1か所以上あり、公立4か所、民間14か所の他、幼稚園で5か所実施しており合計23か所のクラブがあります。
実施場所、施設・内容等は資料6-2のとおりクラブごとに異なっております。

具体的な運営基準については、次のとおりとなっております。

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要(平成25年12月25日)

1. 従事する者【従うべき基準】

- 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」）であって、研修を受講した者とすることが適当。（一定の経過措置等についても検討）

2. 員数【従うべき基準】

- 異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要や安全面での管理が必要であることなどから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とすることが適当。

3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

- 児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当。
※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。

4. 施設・設備【参酌すべき基準】

- 専用室・専用スペースは児童の生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉え、面積は、「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当。

5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】

- 開所日数については、年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めることが適当。
- 開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとすることが適当。

6. その他の基準【参酌すべき基準】

- 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関すること」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当。